三十三の七　精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

三十四　総合評価加算の施設基準

(1)　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を適切に実施できる保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に、高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が一名以上配置されていること。

(3)　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十五　削除

三十五の二　呼吸ケアチーム加算の施設基準等

(1)　呼吸ケアチーム加算の施設基準

イ　人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ニ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2)　呼吸ケアチーム加算の対象患者

次のいずれにも該当する患者であること。

イ　四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。

ロ　次のいずれかに該当する患者であること。

①　人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であって、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの

②　当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であって、装着した日から起算して一月以内のもの

三十五の三　後発医薬品使用体制加算の施設基準等

(1)　後発医薬品使用体制加算1の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）のある薬担規則第七条の二に規定する新医薬品（以下「先発医薬品」という。）及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割以上であること。

ハ　当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2)　後発医薬品使用体制加算2の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が六割以上であること。

ハ　当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3)　後発医薬品使用体制加算3の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が五割以上であること。

ハ　当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　後発医薬品使用体制加算の注に規定する厚生労働大臣が定める患者

診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者

三十五の四　病棟薬剤業務実施加算の施設基準

(1)　病棟薬剤業務実施加算1の施設基準

イ　病棟ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

ロ　薬剤師が実施する病棟における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

ハ　医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有すること。

ニ　当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

ホ　薬剤管理指導料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ヘ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2)　病棟薬剤業務実施加算2の施設基準

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　病棟薬剤業務実施加算1に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

ハ　治療室ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　薬剤師が実施する治療室における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

ホ　ハの薬剤師を通じて、当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

三十五の五　データ提出加算の施設基準

(1)　診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。